

在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報
(令和4年度第3四半期：10月～12月)

1. 新型コロナウイルス関連情報

当館 HP、在京インドネシア大使館・在大阪インドネシア総領事館、航空会社等を通じて必要な関連情報のアップデートに努めてください。

(1) 新型コロナウイルスの現状

インドネシア政府は、12月30日に活動制限を解除しました。当館管轄州（バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州：以下当館管轄州と称す）においても、陽性者数は低い水準となっておりますが、感染が終息したわけではないため、引き続き屋内や人混みの中ではマスクを着用し、慎重に行動する必要があります。

日本国外務省は、インドネシアの感染症危険情報をレベル1「十分注意してください」としています。

(2) インドネシア政府の主な入国規制（1月3日現在）

段階的な緩和が進み、現時点における主な規制や手続きは、以下のとおりです。

a ビザが必要（VOAを含む）

※パスポート有効期限が6ヶ月以上あること。出発当日空港で航空会社に搭乗拒否される案件が散発しています。

b 2回以上のワクチン接種証明が必要（18歳以上）

※健康上の理由でワクチン接種不適者や2回のワクチン接種が完了していない者は、公立病院医師による証明の提示が必要（日本からの入国では公立以外の病院による証明書で入国できている由）

c アプリ Pedulilindungi ダウンロード登録の義務づけ（※紙媒体での入国も可能）

(参考) 日本政府による主な入国規制（2022年10月11日以降）

入国時の検疫（ワクチン情報等）・入国審査・税関等の情報は、Visit Japan Web にてオンライン登録が求められます。（※紙媒体での申請も可能）

WHO 緊急使用リスト掲載のワクチン（シノバックやシノファーム含む）を3回以上接種している者にはPCR検査陰性証明の提示が免除されます。2回接種者の陽性帰国困難事案が発生しています。

2. 犯罪情勢（10月～12月）

バリ州警察発表の年間犯罪統計によれば、前年比で犯罪発生が増加しています。

年間	犯罪発生全体	外国人犯罪	外国人被害人数
2022年	3057件(+1120)	55件(+28)	176人(+128)
2021年	1937件	27件	48人

(1) 一般犯罪（窃盗・詐欺等）

10月20日、日本人観光客がクタのレギャン地区の両替商で両替詐欺に遭ったが、警察に届け出たことで正規の換金額を取り戻し、被害を免れたという事件がありました。

当館管轄州において、その他大きな日本人関連の窃盗事案発生は認知していませんが、観光再開以降、繁華街に外国人旅行者の姿が戻り、それと同時にひったくりやスリ、置き引き等の外国人窃盗被害情報の報道も増えています。観光地やショッピングモール等の人が多い場所に出かける際は、所持品等の管理に注意してください。

(2) 凶悪犯（強盗・殺人・強姦等）

当館管轄州において、日本人関連の犯罪被害発生は認知していません。

(3) 薬物犯（大麻・覚せい剤等）

当館管轄州において、日本人関連の薬物事犯発生は認知していません。ただし、薬物犯罪の事件検挙報道が多くなっており、バリ州警察によれば、クタやチャングー周辺のエリアでは外国人による薬物事犯が増加傾向にあるとのことで、各種報道等を通じて警鐘を鳴らしており、特に注意が必要です。

(4) その他の犯罪

当館管轄州において、日本人関連の粗暴犯、風俗犯、略取・誘拐等の犯罪被害発生は認知していません。

(5) 入国管理法・国外退去処分等

当館管轄州において、日本人の入国管理法違反が2件発生しています。インドネシア入国管理局は外国人の資格外活動や不法残留等の取締りを強化しています。特に投資家の資格の方は、自身の活動可能な範囲を確認・理解の上、注意して行動してください。

3. テロ・爆発物事件情勢（10月～12月）

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報はありませんが、インドネシア国内の他の地域では、テロ事件の発生とテロリスト検挙報道が続いており、引き続きテロへの警戒は必要です。標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等、自身の安全確保に努める必要があります。

4. デモ・抗議活動等（10月～12月）

当館管轄州において、現在のところ大きなデモ等の発生は認知していませんが、ジャカルタ等の都心部では労働団体によるデモが頻繁に発生しており、当館管轄州においてもデモ発生時には、現場には近寄らないように注意してください。

5. 交通事故等（10月～12月）

交通量の増加と共に、車やバイクによる無謀な運転による事故が発生しています。安全運転をしているだけでは、そのような無謀運転者による貰い事故を防げないため、危険予測と防御運転を心がける必要があります。

日本とインドネシアは加盟する国際免許に関する条約が異なるため、日本の国際免許はインドネシアにおいて無効のため、万一の交通事故や違反発覚の場合には、無免許運転扱いとなり、保険不適用や身柄拘束を含む事態に発展しかねませんので留意してください。

6. 自然災害（大雨・洪水）（10月～12月）

当館管轄州各地で雨季に入り異常気象の影響もあり、洪水や地滑り、強風が発生し、道路・橋の崩落や倒木被害が発生しています。急激な天候の悪化や集中豪雨に十分留意ください。

7. その他の感染症情報（10月～12月）

(1) デング熱

特に雨季に入り、当館管轄州でも感染者の報道が散見されます。デング熱は蚊を媒体とするため、屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用する等、蚊にさされないことが重要です。

(2) 狂犬病

郊外や地方村落等において、狂犬病疑いの咬傷案件報道が散見されます。狂犬病は、発症後ほぼ 100%死亡に至る危険な感染症です。野良犬や野生動物への接触は避け、万一咬まれた場合は傷口を丁寧に洗い、ワクチン接種の可否等を医師に相談してください。

8. 対日感情 (10 月～12 月)

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。

9. 日本企業の安全に関わる諸問題 (10 月～12 月)

認知していません。

10. 援護事案・その他 (10 月～12 月)

(1) 高齢者の死亡・認知症

日本政府は、海外でお亡くなりになった日本人の葬儀費を負担できません。持病や体調に悪化の兆しが見られる場合は、早期の帰国をお勧めします。また、インドネシアで人生の終点を希望される場合は、万一、寝たきりや認知症の進行、死後に備え、周りの人らに金銭的負担や迷惑をかけないためにも、元気なうちに「生前整理（万一の場合の希望措置や費用、口座管理、連絡先等の準備）」をされることを強くお勧めします。

(2) 水難事故等

異常気象に伴うラフティングやサーフィン、ダイビング等のウォーターアクティビティでの事故が報道で散見されます。ウォーターアクティビティに参加する際は、過信することなく気象条件や自身の健康状態等に十分留意ください。

(了)